

令和8年1月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和8年1月20日(火) 午前9時00分～9時36分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階 大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	1件	田 畑	212 m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	m ² 211 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	2,110 m ²
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	7.49 m ² 6,553 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	28件	田 畑	51,826 m ² 8,966 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	1件	田 畑	824 m ² m ²
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	2件	田 畑	1,386 m ² m ²
報告第1号	合意解約	件	田 畑	m ² m ²

令和8年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より1月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計40件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	(挨拶)
会長	(挨拶)
会長職務代理	<p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 5番 山下 委員さんと 6番 本条 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、8番 猪熊 委員さんと10番 土井 委員さんと11番 高市 委員さんと私で、昨日1月19日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請1件は、所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 田 面積212㎡</p> <p>市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、譲受人の要望により話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は1,608㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況はトラクター、耕うん機、トラック各1台、農舎90㎡です。農作業歴は40年、年間従事日数は150日程度、通作距離についても車で17</p>

	<p>分圏内と通作可能と判断できます。また、譲受人の方は申請地の隣接地に引っ越し予定となっております。</p> <p>以上のことから本日の案件1件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。</p> <p>申請者 市外の土地所有者の方2名で、姉妹による連名での申請です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 211㎡です。</p> <p>■■■■から北へ約800mに位置。</p> <p>無断転用の有無 あり。</p> <p>転用目的 貸住宅 用地</p> <p>申請理由 申請者は平成30年に両親が住んでいた申請地を相続しました。今回、地元の農業法人から外国人技能実習生の宿舎として利用したいと申し出があり、手続きを進めていく中で申請地が農地だと分かったため申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画は、雨水はため枿を設置し南側水路へ放流、汚水は汲み取りにて処理しています。無断転用の解消のため、新たな造成・擁壁の設置はありません。地域計画の区域については、区域外となっております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>

各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>1番 申請者は、現在は市外にお住いの親子の方になります。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 555 m² ■■■■から南へ約600m。 無断転用の有無 なし 転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、市外で別々に住まわれています。子供の成長に伴い住宅の検討をしたところ、親子で一緒に家を建てて隣同士で住むことにより、将来の介護や子育て等に便利であると考えたところ、必要とする規模と立地条件の良い場所が見つかり、所有者との話もまとまり申請にいたしました。</p> <p>農地の区分 都市計画により、用途が「第1種低層住居専用地域」と定められている。第3種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 排水計画は、雨水はため柵を設置し東側水路へ放流、汚水は東側市道内公共下水へ接続します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、新たな擁壁は設置しません。地域計画の変更については区域外です。</p> <p>2番 申請者は、建築および土木工事の企画施行を営む法人です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 211 m² 外3筆 合計 1,198 m² ■■■■から東へ約100mで■■■■の南側に位置。 無断転用の有無 あり 転用目的 駐車場、資材置場</p> <p>申請理由 転用事業者は、申請地の隣りで建築および土木工事の企画施行工事を行って行っています。駐車場および資材置場が不足していたため、10年程前の事業拡大の時に、隣接地の所有者に相談したところ、土地を借りれることとなり造成して現在に至っております。しかし、転用申請をしていなかったため無断転用の解消に至っていません。</p> <p>農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ</p>

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画の雨水は、集水桝に集めて東側水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成については、既に造成済のため始末書の提出もあります。地域計画の変更については区域外です。開発ですが、プレハブ倉庫は基礎工事をしておらず、すぐにでも撤去可能で建築物には該当せず申請不要と聞いております。

次の4番の案件と土地所有者は、同じ方になります。

3番 申請者の借り人は、土地所有者のお子さんで申請地にお住まいです。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 40㎡

■■■■から南東へ約400m。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請者は、そこにお住まいで土地所有者の子供になります。庭の一部が無断転用になっています。土地所有者は、実家の相続を機に川津町に戻ろうと計画しました。しかし、実家には既にお子さんが住んでいますので、実家は引き続きそのままとして、無断転用の解消をすることになりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水は南側道路側溝へ放流、汚水の発生はありません。宅地部分には合併浄化槽がありますが、西側水路へ接続済です。造成については、庭として造成済のため始末書の提出もあります。地域計画の変更については区域外です。

4番 申請者は、現在、市外にお住まいです。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 317㎡

■■■■から南東へ約700m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 土地所有者は、実家の相続を機に■■■■に戻ろうと計画しました。実家には既にお子さんが住んでいますので、相続した農地に家を建てることとし、転用事業者を夫として転用申請するに至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため桝を設置し北側水路へ放流、汚水は合併浄化槽を設置し北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、分筆しており南側には新たな擁壁を設置します。地域計画の変更については、変更公告済です。埋蔵文化財包蔵地の指定を受けておりますので、市教育委員会文化振興課と工事についての協議もしております。転用が許可できないことではなく、教育委員

	<p>会による立会や試掘調査の可能性がります。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議) 【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、猪熊 委員さんと土井委員さんと高市 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
<p>猪熊委員</p>	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>1番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 1,768 m² 外2筆の合計 4,128 m²です。</p> <p>■■■■から東へ約700mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、平成5年頃までは申請者の父親が耕作をしていましたが、高齢で農作業ができなくなって以降、放置され山林となっております。当該農地に至る車両通行可能な道もないことから再生利用困難な農地と判断でき、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>土井委員</p>	<p>2番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 7.49 m²です。</p> <p>■■■■から南東へ約900mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、平成29年から所有者が自らの農地に進入するための農道拡幅用地として利用しています。営農を行ううえでの利便性を高めるための農道として使用し、農業用施設であることから、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>高市委員</p>	<p>3番 申請者 県外の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 2,425 m²です。</p> <p>■■■■から南西へ約250mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、昭和50年頃に所有者の父が家建てるために分筆した際に残った残地です。平成24年に現在の所有者が相続しましたが、県外に住んでいるこ</p>

	<p>ともあり山林化している状況です。周辺が山林化していることから再生利用困難な農地と判断でき、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
会長職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま猪熊 委員さんと土井 委員さんと高市委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局書記	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」3件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>以上、本日の案件3件について、1番と3番については「再生利用が困難な農地」に該当、2番については自らの耕作の事業に供する他の農地の利用の増進のために必要な農業用施設、今回の申請は農道の用に供する場合に該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま、委員さんの説明と事務局より補足説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>面積が7.49㎡の申請地は登記されているのですか。</p>
事務局書記	<p>最近分筆がされており、今回の申請で地目を公衆用道路に変える予定となっております。</p>
本条委員	<p>田の中に道があるケースが多いため確認をしたくて聞きました。</p>
会長職務代理	<p>道に取り込まれている状況で、地籍が来た場合でもその土地を譲らない方が多いですね。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」28件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第6号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取28件についてご説明します。</p>

	<p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が13件、更新が10件、再設定が6件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」28件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」28件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長補佐</p>	<p>それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。</p> <p>申請者は、市内に事業所を置き建築業を営む法人です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 264㎡ 外2筆 合計824㎡</p> <p>■■■■の■■■■から東へ約400m。</p> <p>転用目的 住宅展示場、駐車場</p> <p>申請理由 転用事業者は、建築業を行っております。当初の転用目的は、平成28年5月に「倉庫」で許可を受けましたが、その後、平成28年7月には、現在の転用目的である「住宅展示場、駐車場」へと計画変更をされました。それから経営上の判断により事業が遅れておりましたが、この度、事業が好調なことから、より大きな展示場を建てることとなり、事業計画の変更に至りました。事業区域の変更はありません。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による</p>

	許可後の事業計画変更申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。
三木委員	今は倉庫が建っている状況ですか。
事務局長補佐	今は更地になっています。
三木委員	分かりました。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり受理し、処理してまいります。
事務局長	<p>続きまして今日は農政部門の議案が2件出ております。</p> <p>第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」2件を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、第8号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」についてご説明いたします。議案の12ページになります。</p> <p>本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が2件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>計画変更の概要を12ページに記載しており、13ページから20ページまでが位置図及び土地利用計画図となっております。</p> <p>1番 申請地 ■■■ 地目 田 面積 1,014 m² 申請人は標記のとおりとなります。申請目的は診療所・薬局です。</p> <p>2番 申請地 ■■■の一部 地目 田 面積 595 m²の内 372 m² 今回の2件は農用地区域から外す申請となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」について、何かご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

<p>事務局</p> <p>会長職務代理</p>	<p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p> <p>(事務局からの連絡事項等)</p> <p>それでは、これもちまして 1月の定例会を閉会致します。</p> <p>長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時36分終了</p>
--------------------------	---